

広島県労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十一号

広島県労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県労働委員会事務局の組織に関する規則（昭和二十八年広島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
（職員の職）	（職員の職）	
第三条 事務局に事務局長並びに必要に応じて 事務局次長、課長、主任労働監、労働監、参 事、主幹、主査及び主任を置く。	第三条 事務局に事務局長並びに必要に応じて 事務局次長、課長、主任労働監、労働監、参 事、主幹、主査、事業調整員及び主任を置く。	
2 (略)	2 (略)	
3 事務局長、事務局次長、課長、主任労働監、 労働監、参考、主幹、主査、主任及び主事は、 委員会の会長の同意を経て、知事が任命する。	3 事務局長、事務局次長、課長、主任労働監、 労働監、参考、主幹、主査、事業調整員、主 任及び主事は、委員会の会長の同意を経て、 知事が任命する。	
第四条 2 8 (略)	第四条 2 8 (略)	
9 10 (略)	9 10 (略)	
第四条 2 8 (略)	第四条 2 8 (略)	
9 10 (略)	事業調整員は、上司の命を受け、特定の事 業の調整に係る事務に従事する。	
11 (略)		

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。